# 重要事項説明書

# 医療法人 平成会

短期入所生活介護 サンライズ・ビュー

短期入所生活介護 • 介護予防短期入所生活介護

# 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サンライズ・ビュー入所のご案内 (令和4年8月1日現在)

# 運営事項

- 1. 施設の概要
- 2. 施設の運営方針
- 3. 就業者の職種、員数及び業務の内容
- 4. 入所定員(短期入所療養介護を含む)
- 5. 通常の送迎実施地域
- 6. 入所者に対する介護保険サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 7. 協力医療機関
- 8. 施設の利用に当たっての留意事項
- 9. 非常災害対策
- 10. 苦情処理/虐待防止に関する事項
- 11. ボランティア募集について
- 12. 個人情報保護に関するお知らせ
- 13. 施設での転倒、転落事故について

## 1、施設の概要

施設名 短期入所生活介護 サンライズ・ビュー

開設年月日 平成19年7月27日

所在地 大分県速見郡日出町580-2

電話番号 0977-73-2822 FAX番号 0977-73-2824

施設長の氏名 松本忠雄(医師)

介護保険指定番号 短期入所生活介護 4472200429号

#### 2、施設の運営方針

サンライズ・ビュー(以下「当施設」という)は、「安全、満足、積極」を理念に、次のことを方針として運営されるものとします。

- 1. 看護・介護技術の研鑽を重ね、安全、良質、積極的な介護保険サービスを行います。
- 2. 利用者の意思及び人格を尊重し、人権の擁護、虐待防止等の体制を整備し、身体拘束排除に向けて積極的に取組みます。
- 3. 「明るく・楽しく・元気よく」をモットーに、明るく家庭的な雰囲気作りを行います。
- 4. 居宅生活の復帰へ向けての支援、及び復帰後の日常生活の支援を積極的に行います。
- 5. 利用者及び家族への説明と同意を徹底し、満足と納得の看護・介護を目指します。
- 6. 地域の医療、保健、福祉、行政との連携を密にし、関連施設との協同を図り、地域住民の 方々から信頼される施設を目指します。
- 7. 職員間の親睦を深め、一人一人が自覚を持って自発的に取り組む職場作りを行います。

# 3、就業者の職種、員数及び業務の内容

職種	常勤	非常勤	定数	業務内容
施設長	1名		1名	施設従業者の管理及び業務の管理を一元
				的に行う
医師	1名	3名	1名	医学的評価・日常診療・利用者及び職員の
				健康管理・協定病院との連携
看護職員				医師の指示のもと、利用者の医療的な処
			看護·介護	置や健康管理を行う
介護職員		14 名	計 2 名	利用者の心身の状況を把握し、身の回りの
		(老健兼務)		お世話や介助を行う
生活相談員	1名	1名	1名	利用者や家族からの相談に応じ、施設内
				や関係機関と必要な調整を行う
理学療法士			1名	利用者が日常生活を営むために必要な身
作業療法士		1名		体機能の維持・向上を図るため、機能訓練
言語聴覚士		(兼務)		を実施する
管理栄養士				利用者の健康状態を把握し、適切な栄養
				管理を行う
事務員	3名		_	受付、請求、経理等の業務を行う
その他、設備、運転、厨房(外部委託)、清掃(外部委託)職員等				

# 4、入所定員(介護予防短期入所生活介護を含む)

定員:6名

・ 3人部屋: 2

# 5、通常の送迎実施地域

日出町、杵築市、別府市

#### 6 入所者に対する介護保険サービスの内容及び利用料その他の費用の額

## 1. 介護保険サービスの内容

ご利用者の状態やご希望、並びに各専門職の意見を基に担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)が「施設サービス計画」を作成します。「施設サービス計画」には、ご利用者の今後の目標と、その目標を達成するために必要な医療、介護、リハビリテーション、栄養等の具体的なサービスの内容が記載されています。担当の介護支援専門員がご利用者またはご家族にその内容を説明し、同意を頂きます。同意を頂いた「施設サービス計画」を基に、ご利用者ごとに必要な介護保険サービスを提供します。

# 2. 利用料その他の費用の額

利用料はご利用者の状態や希望するサービスの選択によって異なります。基本のサービスについては法律で定められた金額の1~3割が自己負担となり、残りの割合が介護保険の適用となります。

食費、居住費、その他の料金については原則自己負担ですが、食費、居住費については世帯の収入に応じて負担軽減の措置があります。対象者は最寄りの市町村役場へ申請が必要となります。

# 短期入所生活介護 サンライズ・ビュー

(1)	基本料金(2024年4月)		利用料(円)				
( - )		1割負担	2割負担	3割負担			
	併設型短期入所生活介護	要介護1	603	1,206	1,809		
	(多床室)		要介護2	672	1,344	2,016	
1			要介護3	745	1,490	2,235	
			要介護4	815	1,630	2,445	
			要介護5	884	1,768	2,652	
	生活行為向上連携加算(I)	3月に1回を限度	1月につき	100	200	300	
2	「 」生活行為向上連携加算(Ⅱ)	3月に1回を限度	1月につき	200	400	600	
	生活11為问工建捞加昇(亚 <i>)</i> 	個別機能訓練加算算定	1月につき	100	200	300	
3	機能訓練指導員配置加算	1日につき	1日につき	12	24	36	
4	個別機能訓練加算		1日につき	56	112	168	
5	看護体制加算(I)	常勤の看護師を1名以上配置	1日につき	4	8	12	
		25又はその端数を増すごと		8			
6	看護体制加算(Ⅱ)	に1名以上/24時間の連絡	1日につき		16	24	
		体制を確保					
		利用定員29人以下、介護3					
7	看護体制加算(皿)イ	以上の割合が100分の70以	1日につき	12	24	36	
		上					
8	  看護体制加算(Ⅳ)イ	(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の基準を満	1日につき	23	46	69	
L		たす場合	_		70		
9	医療連携強化加算		1日につき	58	116	174	
10	夜勤職員配置加算(I)	規定数+1(ユニット型以外)	1日につき	13	26	39	
11	認知症行動·心理症状緊	利用を開始した日から起算	1日につき	200	400	600	
<u> </u>	急対応加算	して7日を限度	THICSE	200	100		
	  若年性認知症利用者受入	認知症行動·心理症状緊急	_				
12	加算		1日につき	120	240	360	
		合は不可					
13	送迎加算		片道	184	368	552	
14	緊急短期入所受入加算	7日を限度(やむを得ない事	1日につき	90	180	270	
	300 m	情の場合は14日を限度)	1食につ				
15	療養食加算	n算		8	16	24	
			き				
	認知症専門ケア加算(I)	1日につき 1日につき	3	6	9		
				4	8	12	
	サービス提供体制強化加第	1日につき	22	44	66		
					1~18の1000分の60		
	介護職員等特定処遇改善力		1~18の1000分の27				
	介護職員等ベースアップ等			1~18の1000分の16			
22	22  介護職員等処遇改善加算(V)(2) ※令和6年6月1日∼令和7年3月31日まで 1~18×1000分の117						

	介護予防短期入所生活介詞		利用料(円)			
		1割負担	2割負担	3割負担		
1	併設型介護予防短期入所名	要支援1	446	892	1,338	
<u>'</u>	(多床室)※		要支援2	555	1,110	1,665
	生活行為向上連携加算(I)	3月に1回を限度	1月につき	100	200	300
2	   生活行為向上連携加算(Ⅱ)	3月に1回を限度	1月につき	200	400	600
	土冶门為同工建務加昇(工/	個別機能訓練加算算定	1月につき	100	200	300
3	機能訓練指導員配置加算		1日につき	12	24	36
4	個別機能訓練加算		1日につき	56	112	168
5	認知症行動·心理症状緊 急対応加算	利用を開始した日から起算して7日を限度	1日につき	200	400	600
6	若年性認知症利用者受入 加算	認知症行動・心理症状緊急 対応加算を算定している場 合は不可	1日につき	120	240	360
7	送迎加算	片道	184	368	552	
8	療養食加算		1食につ き	8	16	24
9	認知症専門ケア加算(I)	1日につき	3	6	9	
10	認知症専門ケア加算(Ⅱ)		1日につき	4	8	12
11	サービス提供体制強化加算	1日につき	22	44	66	
12	介護職員処遇改善加算(Ⅱ	1~11の1000分の60				
13	介護職員等特定処遇改善力	1~	11の1000分 <i>の</i>	)27		
14	介護職員等ベースアップ等	1~	11の1000分の	D16		
15	15 介護職員等処遇改善加算(V)(2) ※令和6年6月1日~令和7年3月31日まで 1~11×					)117

#### (2) 居住費・食費

日額(円)		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0	370	370	370	1,010
食費		300	600	1,000	1,300	1,710

- ※ 入所日及び退所日で、朝食、昼食、夕食のどれか1食でも召し上がらない場合は、1食570円でお召し上がりになった食事分のみ請求致します。ただし、第1段階~第3段階のご利用者については、上記食費の金額を限度と致します。
- ※ 2024年8月より居室料が1日+60円に変更となります。

#### 【参考】

1971					
生活保護受給者					
	老齡福祉年金受給者	第1段階			
世帯全員が市町村 民税非課税者	年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下(預貯 金額等 単身:650万円以下、夫婦:1650万円以下)	第2段階			
	年金収入等が80万円超120万円以下の方(預貯金額等 単身:550万円以下、夫婦:1550万円以下)	第3段階①			
	年金収入等が120万円超えの方(預貯金額等 単身:50 0万円以下、夫婦:1500万円以下)	第3段階②			
上記以外の方		第4段階			

※ 利用者負担段階の第1段階、第2段階、第3段階の方は、各市町村への減免申請が必要となります。申請がお済みでないない方はお問い合わせ下さい。

#### (3) その他の実費

以下のサービスをご希望の場合は、利用料としてご利用者の自己負担となります。

項目		日額(円)	備考
美容代	美容代	2,420	外部業者への委託となり、実費となります。その他のサービスをご希望
天谷1、	美容代(寝た状態で散髪)	2,750	の場合は、別途お問い合わせください。
洗濯代	月額	4,950	外部業者への委託となり、実費となります。
電気代		55	自宅より電化製品を持ち込んでお部屋でご利用になる場合に頂きま
電話代		実費	
テレビ代	テレビカード	1,000	1枚で20時間見ることができます。

- ※ 感染症対策のためマスクの着用をお願いしております。ご自宅から持参していない場合は1枚20円で販売します。
- ※ 入所中のおむつ代(紙おむつ・尿とりパット等)は無料です。
- ※ 上記以外に利用者等からの依頼により購入する日常生活品については実費を徴収いたします。

## 7、協力医療機関 (順不同)

#### 【サンライズ酒井病院】

診療科・・・整形外科・脳神経外科・外科・内科・リハビリテーション科・リウマチ科 日出町1827の1 TEL 0977-72-2266

#### 8、施設の利用に当たっての留意事項

#### 面会時間:

面会時間は原則として午前8時から午後8時までです。ご面会の際には面会簿へお名前をご記入ください。入所者の方の心の安定の為にも、出来るだけ多くご面会をお願い致します。現在は、新型コロナ感染症対策として、タブレット面会を実施しております。

#### 外出・外泊:

外出・外泊の際には事前の許可が必要です。お食事の準備と関係しますので、お早めにお申し出下さい。お申し出が遅れた場合は、食費を頂く場合がございます。なお、ご利用者の状態によっては医師の外出・外泊許可がおりない場合がございますのでご了承下さい。

#### • 他の医療機関への受診:

他の医療機関への受診は当施設の医師の指示のもとに行います。入所中は、外出・外 泊時を含めて、当施設の医師の許可を得ずに他の医療機関への受診はできません。外 出・外泊中にご利用者の容態が急変した場合は、施設にご一報下さい。

#### • 飲酒•喫煙

喫煙に関しては施設敷地内全面禁煙となっております。飲酒については許可制となります。

#### 現金・貴重品の管理

現金・貴重品の紛失・盗難については当施設での責任は負いかねますので、貴重品や 多額の現金は持ち込まないようにして下さい。施設での金銭の管理は原則としてお断りし ておりますが、ご家族で金銭の管理が難しい場合はお申し出下さい。

#### 食べ物の持ち込み

食事制限の必要な方もいらっしゃいますので、食べ物の持ち込みについては事前に職員にご確認下さい。同様の理由で、他のご利用者へお配りするのもご遠慮下さい。食中毒、誤嚥等の事故予防の為、生ものやもち、あめ玉等の持ち込みはお控え下さい。

#### • 洗濯について

ご利用者のお洗濯については、原則、ご家族にお願いします。但し、ご家族がご遠方等の理由でお洗濯の対応が出来ない方につきましては、外部の業者へ有償でクリーニングを依頼することもできますので、ご希望の方はお申し出下さい。

設備・備品の持ち込み

個人の設備・備品の持ち込みについては許可が必要です。電気製品の持ち込みについては別途電気代をお支払い頂きます。

#### • 禁止事項

次の事項につきましては、禁止致しますのでご了承ください。

- ① 営業や物品販売等の営利を目的とした活動。
- ② 宗教の勧誘。
- ③ 政治活動、選挙運動。
- ④ 企業や特定の団体、個人の宣伝活動。
- ⑤ ペットの持ち込み(盲導犬につきましては別途ご相談させて下さい)。
- ⑥ 火気や刃物等の凶器の持ち込み。

#### その他

- ⑦ 施設や職員への贈り物、お礼等はお断りしております。
- ⑧ ご利用者の状態や対人関係、施設の都合によりお部屋を移動することがございます。

#### 9、非常災害対策

当施設には火災報知器、スプリンクラー、消火栓、消火器等の防災設備、並びに消防署への通報装置も備えつけており、法令に基づいて定期点検を実施しております。

また、年2回、夜間の地震並びに火災を想定した防災訓練を実施しております。

#### 10、苦情相談/虐待防止に関する事項

当施設への苦情や虐待に関する相談窓口を設けております。

担当:生活相談員·支援相談員 0977-73-2822(代表)

また、当施設以外にも最寄りの市町村役場、並びに大分県国民健康保険団体連合会にご相談することができます。

- · 日出町 健康増進課 介護保険係 0977-73-3130
- 大分県国民健康保険団体連合会 097-534-8475

# 11、ボランティア募集について

いろいろな形でボランティア参加を募集しています。ご希望の時間帯でどんな内容でも結構です。ご利用者様の皆さんの施設生活が少しでも楽しく過ごして頂けるようにどうぞご協力下さい。

・ レクリエーションの参加 書道、手芸、将棋、囲碁、朗読など

・ 話し相手 入所されている方との談話

・ 園 芸 ガーデニングや野菜作り

・ 縫 製 簡単な縫い物

・ 生活援助 洗濯、シーツ交換、お茶やおしぼりの準備

・ ボランティア体験 介護の仕事に興味のある方、体験してみたい方など

# 個人情報の保護に関するお知らせ

- 1. 当施設では個人情報保護に関係する法令等を遵守します。
- 2. 法令により、下記の場合については、あらかじめご本人の同意を得ないで、当該個人情報を 取り扱う場合がございます。
  - ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ③ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3. 当施設の運営上、下記の場合は当該ご利用者が当施設をご利用中か否かの情報が第三者に伝わる場合がございます。
  - ① ご家族、ご親戚、ご友人等の面会及び面会のお問い合わせ
  - ② ボランティアによる介護・介助、慰問等
  - ③ 地域住民(民生委員、老人クラブ等)、当施設利用希望者、他の介護事業者等による施設見学
  - ④ 学生による施設・事業所の実習
- 4. サービス担当者会議等でご利用者の個人情報、及びご家族の個人情報等を用いる場合がご ざいます。
- 5. 万が一、ご利用者が許可なくご自分から施設を抜け出し、行方がわからなくなる等の事故が発生した場合、人命を第一に考え、ご利用者のお写真、お名前、身体的な特徴等の情報を、警察、消防、役場等の行政機関、及び地域住民、関係団体へ提供し、捜査の協力を依頼致します。
- 6. ご本人から情報の開示を求められた場合は、個人データを開示致します。ご本人のほかに、
  - ① 成年後見人等の法定代理人
  - ② 本人が移譲した代理人

についても情報開示の求めに応じます。②については、「利用同意書」の「代筆者/代理人」とします。①②以外のご家族、ご親族等からの求めにつきましては、別途、ご利用者の委任状を提示して頂くことといたします。なお、情報の開示の実施に関しましては、別途手数料を頂きます。

個人情報の取扱いについて、ご同意できない事項・ご要望等ございましたら、その旨をお申し出ください。

#### 12、施設での転倒・転落事故について

入所生活する環境は、それまで住み慣れた家庭や治療を優先する病院とは異なります。 その生活環境の変化に、思いもかけない転倒・転落事故が起こる事が少なくありません。 更に転倒・転落は一瞬に起こるので間に合いません。突然の環境変化に、加齢に伴う認識力や運動能力の低下、病気に伴う容態の悪化が加わって、結果として深刻な事態(骨折等の致命傷)を招く恐れがあります。高齢者の転倒・転落は最も多い事故です。

当施設では、生活を主体とするリハビリを実施しています。またご利用者の意志や人格を尊重し、 身体拘束の排除に向けて積極的に取り組んでいます。安全対策としては、転倒・転落リスクの評価をさせていただき、個々に対応策を検討・決定します。そして職員が統一した対応ができるように整備しているところです。更に安全性を高めるためには、下記のご家族のご協力が不可欠です。

#### 1. 看護・介護情報の居室内掲示について

事故防止対策の一環として、サービス計画上の注意点やご利用者のご希望などの看護・介護情報をベッドサイドに掲示し、担当職員が文書にて確認の上、ご利用者へ対応しています。 事故防止対策としては大きな効果が期待されますが、ご利用者の個人情報が居室内に掲示されるため他のご利用者へのご面会など第三者に情報が伝わる可能性があります。本件につきましてご了承いただけない場合は、申し出ください。お申し出のない場合は、ご了承いただいたこととさせていただきます。

#### 2. 職員とご家族との情報共有・連携について

ご利用者個々の転倒・転落リスクを評価し、対応策を立てます。ご家族に説明し、ご理解・ご 意見・ご同意をいただき実施いたします。ご利用者の施設でのご様子や対応についてご不明 な点は、ご家族からもご遠慮なくお声を掛けてください。

#### 3. ご面会のお願い

ご家族のご面会は、ご利用者の励みや安心感につながります。またご利用者の状態を ご家族も確認できます。

#### 4. 安全な衣服・履物等のご準備のお願い

ご利用者が歩行されるときにズボンの裾を踏まないように長さを調節してください。 履物も滑りにくく脱げにくい介護シューズ等をご準備ください。介護シューズは、施設でも販売 しております。 5. 離床・座面センサーの使用について

転倒・転落事故の危険性が高いご利用者の見守りの補助として離床・座面センサーを使用させていただくことがあります。センサーは、ご利用者がセンサーパットから離れると音が鳴り知らせてくれます。ただし、センサー音が知らせても他のご利用者の対応中であれば直ぐに対応できないこともあります。センサー使用の間にできるだけご利用者の行動を把握し、必要な介助が提供できるように対応いたします。

#### 5、身体拘束について

当施設はサービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き。身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行ってはなりま せん。身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急 やむを得ない理由を記録します。

- 1)ご利用者本人または他のご利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記の3つの要件を満たしている場合には、身体拘束実施手順に沿って、ご家族ご同意の もと実施させていただく場合があります。

しかしながら、事故をゼロにするのは非常に厳しい状況です。 万一事故が発生した場合は、下記の対応を行います。

- ①応急処置を行います。(医師、看護師による救急処置)
- ②緊急連絡先のご家族へご連絡いたします。
- ③緊急時は迅速に協力医療機関へお送りし、受診します。
- ④事故状況の把握を行い、今後の事故再発予防のための方針を決定し、職員が統一した対応ができるようにします。

以上、当施設と致しましては、事故防止、並びに事故発生時の対応についての万全の対策をとっておりますが、避けられない不慮の事故の発生リスクにつきましては、

ご家族各位におかれましても、ご承知の上、ご理解をお願い致します。

また治療が必要となった場合、ご家族の負担とさせていただくことがありますのでご了承ください。